

# 成田市公共施設等総合管理計画

2017年3月

成田市



# 目 次

<b>第 1 章 計画策定の基本的事項</b> .....	<b>1</b>
1 計画策定の目的 .....	1
2 計画の位置付け .....	1
3 計画期間 .....	2
4 対象範囲 .....	2
<b>第 2 章 公共施設等の現況及び将来の見通し</b> .....	<b>3</b>
1 人口の現況と見通し .....	3
2 財政の現況と見通し .....	4
3 公共施設等の状況と将来の更新等費用の見通し .....	5
(1) 公共施設の状況 .....	5
(2) インフラ資産の状況 .....	8
(3) 公共施設等の将来の更新等費用の見通し .....	13
4 本市のまちづくりの方向性 .....	17
(1) 成田市総合計画「NARITA みらいプラン」で定める方向性 .....	17
(2) 成田市都市計画マスタープランで定める方向性 .....	18
5 市民の意向 ※市民アンケート調査より抜粋 .....	19
<b>第 3 章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針</b> .....	<b>20</b>
1 現状や課題に関する基本認識 .....	20
2 公共施設等マネジメントの基本目標 .....	21
3 将来の更新等費用の抑制の方向性 .....	22
4 公共施設等の管理に関する基本的な考え方 .....	23
(1) 点検・診断及び安全確保の実施方針 .....	23
(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針 .....	24
(3) 耐震化及び長寿命化の実施方針 .....	25
(4) 統合や廃止の推進方針 .....	26
(5) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針 .....	27

## 第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針…………… 28

1	公共施設……………	28
	(1) 市民文化系施設……………	28
	(2) 社会教育系施設……………	30
	(3) スポーツ・レクリエーション系施設……………	31
	(4) 産業系施設……………	33
	(5) 学校教育系施設……………	34
	(6) 子育て支援施設……………	36
	(7) 保健・福祉施設……………	37
	(8) 医療施設……………	39
	(9) 行政系施設……………	40
	(10) 公営住宅……………	41
	(11) 供給処理施設……………	42
	(12) その他……………	42
2	インフラ資産……………	45
	(1) 道路……………	45
	(2) 橋りょう……………	46
	(3) 上水道……………	46
	(4) 下水道……………	47
	(5) 河川……………	47
	(6) 公園……………	48
	(7) 農業集落排水……………	49
	(8) 農業用排水路……………	49
	(9) 農道……………	50

## 第5章 推進体制と進行管理…………… 51

1	全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策……………	51
	(1) 全庁的な取組体制の構築……………	51
	(2) 情報管理及び共有の方策……………	51
2	フォローアップの実施方針……………	52

## 資料編…………… 54

# 第1章 計画策定の基本的事項

## 1 計画策定の目的

成田市はこれまで、人口増加や市民ニーズに対応するため、多くの公共施設やインフラ資産を整備してきました。しかし、時代の変化や少子高齢化の進行、自然災害の影響などにより、公共施設やインフラ資産に求められる役割や機能が変化しつつあります。加えて、本市の公共施設やインフラ資産は老朽化が進行しており、公共サービスを安定して提供し続けるため、改修や建替え等を適切に行っていく必要があります。

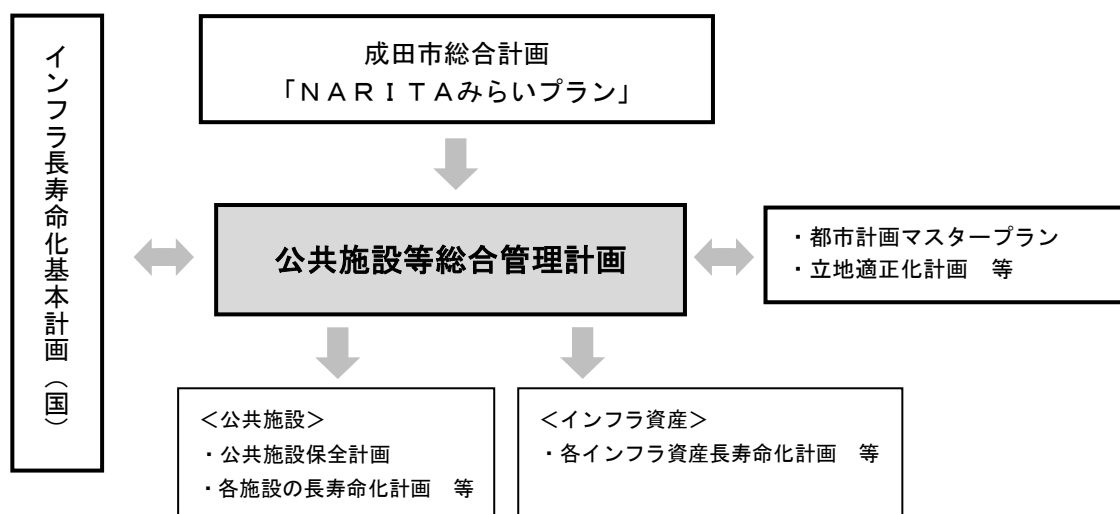
本市の財政状況を見ると、財政力指数や経常収支比率などの各種財政指標において財政運営の健全性が保たれているものの、歳入では市町村合併の特例措置が期限を迎え、普通地方交付税が2016（平成 28）年度から段階的に縮減されるなど、大幅な歳入増を見込むことは難しい状況であり、歳出では、扶助費、公債費といった義務的経費の増加が見込まれるほか、少子高齢化対策など、取り組むべき課題が山積していることから、本市の財政を取り巻く状況は、将来にわたってまで楽観視できるものではありません。

このような状況を踏まえ、総合的・長期的な視点を持って、適切な公共サービスの提供と安定した財政運営を両立させることを目的に、公共施設・インフラ資産の更新、統廃合、長寿命化などの管理に関する基本的な方針を示す「成田市公共施設等総合管理計画」を策定します。

## 2 計画の位置付け

本計画は、上位計画である本市総合計画「NARITAみらいプラン（平成 28 年 3 月）」に則し、国の「インフラ長寿命化基本計画」や「本市都市計画マスタープラン（平成 29 年 3 月）」等を踏まえながら策定するものであり、今後の公共施設等の個別計画の指針となるものです。

図 1-1 本計画の位置付け



### 3 計画期間

本市では、1970（昭和 45）年代から 1980（昭和 55）年代に建設された施設が多く、今後 10 年の間にも大規模改修・更新等が見込まれており、今後の公共施設等の計画的な管理運営においては、この期間を見据えた視点が不可欠です。加えて、本市総合計画「NARITA 未来プラン（平成 28 年 3 月）」との整合性を図る事を目的に、計画期間を「11 年」とします。

なお、今後の上位・関連計画の見直しや社会情勢の変化などの状況に応じて適宜見直しを行うものとします。

**計画期間 11 年（平成 29 年度から平成 39 年度）**

### 4 対象範囲

本計画の対象範囲は、下図の公共施設及びインフラ資産とします。

図 1-2 本計画の対象範囲

